

奈良県告示第二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、令和四年四月十三日大和平野土地改良区営土地改良事業（維持管理）の計画変更について認可した。

令和四年四月二十六日

奈良県知事 荒井正吾